

# 活動継続・技能向上等支援事業費補助金（スポーツ事業継続支援補助） 交付規程

令和 2 年 7 月 2 日  
令和 2 年 1 0 月 6 日一部改正

## （通則）

第 1 条 活動継続・技能向上等支援事業費補助金（スポーツ事業継続支援補助）におけるスポーツ事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

## （定義）

第 2 条 この規程において、「J S P O」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

（1）「J S P O」とは、公益財団法人日本スポーツ協会をいう。

（2）「補助事業者」とは、J S P O が補助金の公募を行い、J S P O が別に定める審査基準に基づく審査で採択した単独又は複数の以下の①～②のいずれかに該当する者をいう。

①我が国で対価を得てスポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている団体であって、次のイ又はロのいずれかに該当する団体

イ 法人格を有する団体（ただし、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合及び協業組合を除く。）

ロ 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体

- i) 定款に類する規約等を有していること
- ii) 団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有していること
- iii) 会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること
- iv) 団体活動の本拠としての事務所を有すること

②我が国でスポーツ活動を行っている個人であって、以下のイ及びロを共に満たす者

イ 対価を得てスポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っていること

ロ 日本国内に居住していること

## （補助金交付の目的）

第 3 条 補助金は、スポーツ団体等が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされたスポーツ団体等において、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等（以下「補助事業」という。）に必要な経費を支援することを目的とする。

## （交付の対象及び補助率）

第 4 条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として J S P O が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。ただし、第 9 条第 3 項の規定に基づく交付決定を行った日以前に発生した経費であっても、別表記載の遡及適用日以降に発生した経費であれば対象とすることができる。

3 類型、補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、J S P O会長（以下「会長」という。）が第9条第3項の規定に基づく交付決定を行った日（前条第2項ただし書きに基づく経費を補助対象経費とする場合は、当該経費の発生日）から、補助事業者が様式第1による「スポーツ事業継続支援補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第17条の規定に基づき会長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日までを事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「スポーツ事業継続支援補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電磁的方法による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。以下同様。）により行うことができる。この交付の申請を電磁的方法で行った補助事業者については、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第16条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第17条の規定に基づく事故の報告、第18条の規定に基づく状況報告、第19条第1項の規定に基づく実績報告、第21条第2項の規定に基づく支払請求、第22条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第26条の規定に基づく産業財産権等に関する報告についても同様に、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 前項のほか、前条第1項の規定に基づく交付の申請を電磁的方法で行わなかった場合であっても、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第16条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第17条の規定に基づく事故の報告、第18条の規定に基づく状況報告、第19条第1項の規定に基づく実績報告、第21条第2項の規定に基づく支払請求、第22条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第26条の規定に基づく産業財産権等に関する報告について、電磁的方法により行うことができるものとする。

(電磁的方法による通知等)

第8条 会長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、次条第3項の規定に基づく通知、第13条第1項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、第16条の規定に基づく承認、第17条の規定に基づく指示、第18条の規定に基づく要求、第20条第1項の規定に基づく通知、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第23条第1項の規定に基づく命令、第24条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第25条第4項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付決定の通知)

- 第9条 会長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助事業者が単独事業者の場合には、決定額の上限を別表のとおりとする。
- 2 前項のほか、複数のスポーツ団体等が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を別表のとおりとする。
- 3 会長は、第6条第1項の規定によるスポーツ事業継続支援補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「スポーツ事業継続支援補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。
- 4 第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 5 会長は、第3項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 6 会長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 7 会長は、第3項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による「スポーツ事業継続支援補助金交付申請取下届出書」をもって会長に申し出なければならない。

(経費の効率的使用等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約を締結し、支払いを行う場合には、JSP Oの契約及び支払いに関する規定の趣旨に従って、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げるように補助金を効率的に使用しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第12条 第9条第3項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第16条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

- 第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内又は各配分額の30パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、会長が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第9条第3項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(中止又は廃止)

第16条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の事故報告書」を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは、速やかに様式第7による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を会長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は事業実施期限日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに様式第8による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業実績報告書」を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 会長は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第20条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第21条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払を受けることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9-1による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金精算払請求書」を会長に提出しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する概算払を受けようとするときは、様式第9-2又は9-3による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金概算払請求書」を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置及び立入検査)

第23条 会長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 会長は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、会長の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第24条 会長は、第16条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第9条第3項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく会長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
- (6) 補助事業者が、第29条に定める誓約事項に反していることが判明した場合
- (7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合

(8) 補助事業者が、第19条に定める期限内に、様式第8による「スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合

- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第22条第3項の規定を準用する。

(備品の管理等)

第25条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した備品等（以下、「取得備品等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得した備品について、様式第11-1による「取得備品等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得備品等があるときは、第19条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得備品等管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 会長は、補助事業者が取得備品等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をJSP Oに納付させることがある。

(産業財産権等に関する報告)

第26条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第12による「産業財産権等取得等届出書」を会長に提出しなければならない。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第27条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、会長の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、第1項に定める個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（成果の発表）

第28条 会長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

第29条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第30条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月2日から施行する。

附則（改正 令和2年10月6日）

この規程は、令和2年10月6日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費 (注1)	補助率 (注2)	上限額	
			単独事業の場合	共同事業の場合
(1) ①スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組	人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（注3）、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費（1個又は1組の価格が50万円未満のものに限る）	2/3  ※補助対象経費の1/6以上を別記で定める事業に充てる場合は3/4	100万円	連携事業者数×100万円で最大1,000万円
(1) ②スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のための取組				
(1) ③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組				
(2) (1) ①～③の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組		定額	50万円 ※ただし(1)①～③に関する交付決定額以内	連携事業者数×50万円で最大500万円 ※ただし(1)①～③に関する交付決定額以内

注1 政府からのスポーツイベントの中止・延期又は規模縮小の要請（令和2年2月26日）後に発生したものであって、補助対象事業の実施に要した経費と認められる場合は、当該経費を含むことができる。

注2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

注3 (1) ①～③の消耗品費については、(1) ①～③に係る補助対象経費の総額の50%以内に限る。

## 別記

類型	対象事業
A	非対面型事業モデルへの転換
B	テレワーク環境の整備



## 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当団体（個人である場合は私）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係団体（暴力団員が実質的にその事業に関与している団体、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が事業する団体で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している団体をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は事業に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

## 様式及び別紙一覧

様式第 1	スポーツ事業継続支援補助金交付申請書
様式第 2	スポーツ事業継続支援補助金交付決定通知書
様式第 3	スポーツ事業継続支援補助金交付申請取下届出書
様式第 4	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書
別紙 1	補助事業（1）①～③の内容・経費の配分の変更
別紙 2	補助事業（2）の内容・経費の配分の変更
様式第 5	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書
様式第 6	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の事故報告書
様式第 7	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書
様式第 8	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業実績報告書
別紙 3	支出内訳書＜補助対象事業（1）①～③＞
別紙 4	支出内訳書＜補助対象事業（2）＞
様式第 9－1	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金精算払請求書
様式第 9－2	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金概算払請求書（法人）
様式第 9－3	スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金概算払請求書 （個人事業主／任意団体）
様式第 10	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書
様式第 11－1	取得備品等管理台帳
様式第 11－2	取得備品等管理明細表
様式第 12	産業財産権等取得等届出書

(様式第1)

記入日： 年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

郵便番号  
住所  
名称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

### スポーツ事業継続支援補助金交付申請書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2、5のみ漏れなくご記入ください

#### 記

1. 補助事業の目的及び内容

事業継続・高度化計画書のとおり

\*事業継続・高度化計画書は、補助金事務局が指定する様式(公募要領様式)を使用すること。以下同様。

2. 補助事業の開始日及び完了予定日

交付決定日(\*2020年2月26日まで遡及可能) ～ 年 月 日)

\*ただし、事業終了日は最大2020年11月30日までとする。

3. 補助対象経費

事業継続・高度化計画書のとおり

4. 補助金交付申請額

事業継続・高度化計画書のとおり

5. 消費税の適用に関する事項(該当するもの一つに○)

(1) 課税事業者 / (2) 免税事業者 / (3) 簡易課税事業者

\*消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。詳細は公募要領P.43参照。

\*複数事業者による共同申請の場合には、税抜算定となりますので、選択不要です。

(様式第2)

発番 号  
年 月 日

様

※共同申請の場合は連名

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊

スポーツ事業継続支援補助金交付決定通知書

公益財団法人日本スポーツ協会による活動継続・技能向上等支援事業の一環として実施されているスポーツ事業継続支援補助金交付規程第6条第1項の規定により、貴殿より申請のありましたスポーツ事業継続支援補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第9条第3項の規定により通知します。

【交付決定日： 年 月 日】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあった、スポーツ事業継続支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

<内訳> ※共同申請でない場合、内訳欄は削除

(申請者名) <代表者>

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

(申請者名) <共同事業者1>

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3若しくは3/4、又は配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、スポーツ事業継続支援補助金交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。
5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

(様式第3)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで交付決定通知のあったスポーツ事業継続支援補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、スポーツ事業継続支援補助金交付規程第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付申請の取下理由

(様式第4)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、スポーツ事業継続支援補助金交付規程第13条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(別紙1)【様式第4:補助事業(1)①~③の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

名 称  
代表者の役職・氏名

経費の配分の変更 (単位:円)

経費区分	補助対象経費			
	変更前		変更後	
	(税抜・税込から選)		(税抜・税込から選)	
1. 人件費				
2. 諸謝金				
3. 旅費				
4. 借損料				
5. 消耗品費				
6. 通信運搬費				
7. 雑役務費				
8. 印刷製本費				
9. 備品費				
補助対象経費合計	A		B	
変更前と変更後との差額				
(1) 交付決定通知書記載の補助金の額 【変更前の金額: 上記 A×補助率】				
(2) 金額変更後の補助金の額 【上記 B×補助率】 ➡別紙 1 詳細 (イ)				
(3) 補助金額 (変更前または変更後のいずれか低い額)				

※変更前の補助金額を上限とする。

※共同申請の場合は補助事業者ごとに作成すること。

補助金総額 円



(別紙2)【様式第4：補助事業(2)の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

名 称  
代表者の役職・氏名

経費の配分の変更 (単位：円)

経費区分	補助対象経費			
	変更前		変更後	
	(税抜・税込から選)		(税抜・税込から選)	
1. 人件費				
2. 諸謝金				
3. 旅費				
4. 借損料				
5. 消耗品費				
6. 通信運搬費				
7. 雑役務費				
8. 印刷製本費				
9. 備品費				
補助対象経費合計	A		B	
変更前と変更後との差額				
(1) 交付決定通知書記載の補助金の額 【変更前の金額：上記A】				
(2) 金額変更後の補助金の額 【上記B】 ➡別紙2詳細(カ)				
(3) 補助金額 (変更前または変更後のいずれか低い額)				

※変更前の補助金額を上限とする。

※共同申請の場合は補助事業者ごとに作成すること。

(様式第5)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、スポーツ事業継続支援補助金交付規程第16条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の事業名
2. 中止（廃止）の理由
3. 補助事業中止の期間（廃止の時期）

(様式第6)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会 長 伊 藤 雅 俊 様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業の事故報告書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日交付決定)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第7)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会 長 伊 藤 雅 俊 様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日交付決定)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した補助事業の概要
  - (1) 事業名
  - (2) 事業の概要
    - i) 具体的内容
    - ii) 本事業の進め方イメージ
  - (3) ●月末現在の実施状況  
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、  
の3点について記入)
  - (4) ●月末現在の事業経費の状況  
・支出内訳書 (別紙)
  - (5) 本補助事業がもたらす効果等
  - (6) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式第8)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名  
※共同申請の場合は連名 印

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助事業実績報告書

スポーツ事業継続支援交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日交付決定)

2. 事業期間

開始 年 月 日  
終了 年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業名

(2) 事業の具体的な取組内容

(3) 事業成果 (概要)

(4) 事業経費の状況

・支出内訳書 (別紙3)

(5) 本補助事業がもたらす効果等

(6) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書<補助対象事業(1)①~③>

名 称  
代表者の役職・氏名

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 人件費	
2. 諸謝金	
3. 旅費	
4. 借損料	
5. 消耗品費	
6. 通信運搬費	
7. 雑役務費	
8. 印刷製本費	
9. 備品費	
補助対象経費合計(上記1.~9.の合計)	
(1) 補助対象経費合計の 3分の2又は4分の3の金額 (円未満は切り捨て)	
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(3) 補助金額 ( (1) 又は (2) のいずれか低い額 )	
(4) 概算払請求額	
交付を受ける補助金額(精算額) (3) - (4)	

※概算払を受けている場合、補助金の確定額から減額されて精算されます。

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書<補助対象事業(2)>

名 称  
代表者の役職・氏名

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 人件費	
2. 諸謝金	
3. 旅費	
4. 借損料	
5. 消耗品費	
6. 通信運搬費	
7. 雑役務費	
8. 印刷製本費	
9. 備品費	
(1) 補助対象経費合計(上記1.~9.の合計)	
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(3) 補助金額 (1)又は(2)のいずれか低い額	
(4) 概算払請求額	
交付を受ける補助金額(精算額) (3) - (4)	

※概算払を受けている場合、補助金の確定額から減額されて精算されます。

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

※交付を受ける補助金額(精算額)は、50万円以内かつ別紙3記載の交付を受ける補助金額(精算額)よりも少額である必要があります。

(様式第9-1)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金精算払請求書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第21条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)  
スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日交付決定)

2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

\_\_\_\_\_円

うち (補助事業者名) <代表事業者>の請求金額 \_\_\_\_\_円  
(補助事業者名) <共同事業者1>の請求金額 \_\_\_\_\_円

3. 振込先金融機関名、金融機関コード、支店名、店番号、預金の種別、口座番号及び預金  
の名義 (カタカナ)

\*以下の7項目 (カタカナの名義含む) が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。\*

振込先金融機関名	
金融機関コード (4桁)	
支店名	
店番号 (3桁)	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義 (カタカナ)	



(様式第9-2)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金概算払請求書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第21条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名

スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日申請)

2. 請求金額 交付決定額×50%の金額

3. 必要書類

・当該口座の情報が記載された預金通帳のページのコピー

4. 振込先金融機関名、金融機関コード、支店名、店番号、預金の種別、口座番号及び預金  
の名義(カタカナ)

\*以下の7項目(カタカナの名義含む)が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
店番号(3桁)	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義(カタカナ)	

(様式第9-3)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金概算払請求書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第21条第2項の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名

スポーツ事業継続支援補助金事業  
( 年 月 日申請)

2. 請求金額 交付決定額×50%の金額 (※上限20万円)

3. 必要書類

・当該口座の情報が記載された預金通帳のページのコピー

4. 振込先金融機関名、金融機関コード、支店名、店番号、預金の種別、口座番号および預金の名義 (カタカナ)

\*以下の7項目(カタカナの名義含む)が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
店番号(3桁)	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義(カタカナ)	

(様式第10)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会長 伊藤雅俊様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名  
印  
※共同申請の場合は連名

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額 (JSPO 会長が確定通知書により通知した額)              | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額            | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3-2)                            | 円 |

(注) 1) 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%又は10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

取得備品等管理台帳

名 称  
代表者の役職・氏名

(単位：円)

区分 備品名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
2. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
3. 共同事業の場合は、記載する財産ごとに、「備考」欄に所有者名を記載のこと。

(様式第 1 1 - 2)

取得備品等管理明細表

名 称  
代表者の役職・氏名

(単位：円)

区分 備品名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
2. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
3. 共同事業の場合は、記載する財産ごとに、「備考」欄に所有者名を記載のこと。

(様式第 1 2)

年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
会 長 伊藤 雅俊 様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

産業財産権等取得等届出書

スポーツ事業継続支援補助金交付規程第 2 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業計画の名称
2. 交付決定日
3. 開発項目
4. 出願国
5. 出願に係る工業所有権の種類
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人
10. 優先権主張